

特定信書便事業への参入状況

平成19年8月9日時点

【全国の参入状況】

参入事業者数

全国:224社
管内:40社

北海道	8社
東北	6社
関東	75社
信越	6社
北陸	8社
東海	18社
近畿	43社
中国	16社
四国	1社
九州	40社
沖縄	3社

(注) 本社所在地別に集計

【管内の参入状況】

県名	事業者名
福岡県	バイクエクスプレス(有)、フクオカサイクルメッセンジャー、J-road、(有)TAS九州(株)オートソクハイ、ラック通運(株)、北九州電報企業組合、九州航空(株)西日本急送(株)、赤帽福岡県軽自動車運送協同組合、ピックアップ、(株)西日本美装ジェイアール九州メンテナンス(株)、九州電話運輸(株)、北九州港運(株)、龍巳運送昭和西濃運輸(株)
佐賀県	特定非営利活動法人NPO小麦の家、トランス・エア・サガ(有)、伊万里運輸(株)西松浦通運(株)、(有)西原急便、社会福祉法人大空福祉会
長崎県	赤帽長崎県軽自動車運送協同組合、長崎軽運送協業組合
熊本県	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合、九州産交運輸(株)、(株)産交運輸物流サービス
大分県	赤帽大分県軽自動車運送協同組合、別府電報サービス企業組合、(有)朋友
宮崎県	軽貨物高速運送ベリーグッド、赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合、宮崎県電報サービス企業組合
鹿児島県	千石西濃運輸(株)、赤帽鹿児島県軽自動車運送協同組合、(株)おくやみネット(有)岩切運送、(有)林運送、(有)奄美行政センター

(注) 下線は平成19年8月9日付けで許可する事業者

信書便法の施行(平成15年4月1日)

平成15年4月1日より「民間事業者による信書の送達に関する法律」(信書便法)が施行され、これまで国のみ可能であった信書便物の送達事業が信書便事業の許可を受けた民間事業者も行うことができるようになりました。

特定信書便事業(特定サービス型)

「特定信書便事業」は、一定の条件(大きさ・重量、運送時間、料金)の下で創意工夫により多様なサービスを提供する事業です。

①長さ・幅・厚さの合計が90cm超、又は重量が4kg超の信書便物を送達するもの



②3時間以内に信書便物を送達するもの



③料金の額が1,000円超の信書便物を送達するもの



独占

国
(郵政事業)



郵便法

平成15年4月1日施行

日本郵政公社 全国提供義務があるサービス



- ・4kgまでの通常郵便物(全国均一料金)
- ・書留等(全国均一料金)
- ・国際郵便物
- ・小包郵便物

一般信書便事業者

特定信書便事業者

郵便法

信書便法